

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成25年11月21日(2013.11.21)

【公表番号】特表2011-525351(P2011-525351A)

【公表日】平成23年9月22日(2011.9.22)

【年通号数】公開・登録公報2011-038

【出願番号】特願2011-512851(P2011-512851)

【国際特許分類】

C 1 2 N	1/20	(2006.01)
A 2 3 L	1/30	(2006.01)
A 6 1 K	35/74	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/68	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 K	8/99	(2006.01)
A 6 1 Q	11/00	(2006.01)
C 1 2 R	1/23	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	1/20	A
C 1 2 N	1/20	E
A 2 3 L	1/30	Z
A 6 1 K	35/74	A
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 K	9/68	
A 6 1 P	1/02	
A 6 1 K	8/99	
A 6 1 Q	11/00	
C 1 2 N	1/20	A
C 1 2 R	1:23	

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月1日(2013.10.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0118

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0118】

練り歯磨きまたはゲルを調製する際に、組成物の所望の稠度を提供する、使用時に望ましい活性物質を放出する特性を提供する、貯蔵安定性を提供する、および組成物の安定性を提供するなどのために、いくらかの増粘材料を添加することが必要である。好ましい増粘剤は、カルボキシビニルポリマー、カラゲナン、ヒドロキシエチルセルロース、ラボナイト(LAPONITE(登録商標)、Rockwood Additives Limited社)ならびにカルボキシメチルセルロースナトリウムおよびカルボキシメチルヒドロキシエチルセルロースナトリウムなどのセルロースエーテルの水溶性塩である。カラヤゴム、キサンタンゴム、アラビアゴムおよびトラガカントゴムなどの天然ゴムを用いることもできる。コロイド状ケイ酸アルミニウムマグネシウムまたは微粉シリカを、増粘剤の一部として用いて、質感をさらに改良することができる。